基本的な学校生活の約束

はじめに・・・

田中中では生徒のみなさんが「心豊かでたくましい生徒」に成長できるよう、学校の教育活動を計画しています。集中し充実した学校生活を送ることができる、より良い学習環境を生徒自身が創り上げられるようにするため、必要最低限の範囲で身だしなみや持ち物等についての約束を示しています。また、生徒・教職員・保護者が連携して常にこの約束を見直し、より良いものにしていきます。生徒の皆さんもこの約束を意識し、「心豊かでたくましい生徒」に成長できるよう努めましょう。

1. 学校生活

く生活全般>

- (1) 朝は時間に余裕を持って行動し、10分前を目安に登校する。
- (2) チャイム着席を守り、時間を意識して生活する。
- (3)特別な用事が無い時は他教室には入らない。
- (4) 欠席や遅刻をする時は、8時10分までに学校連絡システムで保護者の方が連絡する。8:10以降は学校に直接連絡する。
- (5)遅刻の基準については、以下の①~③が守れない場合には遅刻とする。
 - ① 校内服に着替える。
 - ② カバンをロッカーに入れる。
 - ③ チャイムが鳴り始めるまでに着席する。

く礼儀>

- (1) 先生や来校者に会ったら、自分から進んで気持ちの良い挨拶をしましょう。
- (2)校長室や職員室に入るときは、ノックをして、所属(学年や部活動)と名前、 用件を伝えてから入室する。

く服装・頭髪>

- (1)制服
 - ·A 夏季…白のワイシャツ 学生ズボン 黒のベルト 冬季…黒の詰め襟標準学生服 黒のベルト 校章:左襟
 - ·B 夏季…丸襟の白ブラウスまたは白のワイシャツ つりスカート 冬季…紺上下標準服 紺または白のスカーフ 校章:制服左胸 ※入学式や卒業式の時は白スカーフ・黒のストッキングを着用する。 ※夏服時の終業式や始業式がある場合は、スカートのつりを着用する。
 - ※A·B共に、開襟のワイシャツは不可とする。

- ※衣替えの移行期間は設けない。通年で自己判断により夏服か冬服を選択して 着用する。
- ※柏市標準服は、令和6年6月頃からモニターの着用、令和7年度からの正式導入の予定で、導入後は本校指定制服・柏市標準服どちらも着用可となる。
- ※熱中症対策のために校内服での通学を認める期間は別に定める。

(2)頭髮

- ・中学生らしい清潔な髪型を心がけ、入試に臨める髪型を心がける。
- ・視力の低下を防ぐために、髪が目にかからないようにしましょう。
- ・ヘアゴムやピン等を使う場合は、黒や紺等の華美でないものとする。

(3) 靴下

- ・白・黒・紺・灰色等の華美でないものを着用する。
- ·長さの指定はしない。体育の授業では、怪我を防止するため、くるぶしが隠れるものが望ましい。

(4)登下校の靴

・色の指定はしない。体育の授業でも使用できるような運動靴が好ましい。

(5)上ばき

- ・学年の色のものを使用し、記名をする。
- ・かかとをふまず、靴紐を結びきちんと履く。

(6) 校内服

- ・校内では学校指定のジャージ、体操服を着用する。
- ・ジャージの下に部活のTシャツは不可とする。
- ・体操服のシャツ出しは可とする。
- ・ジャージ、体操服には記名をする。(氏名を漢字で書く)
- ・上のジャージを着用する場合は名札のあたりまでチャックをしめる。
- ・校内服を忘れた場合は、制服を着用する。

(7) 防寒着

- ・寒い場合は、制服の上にコートやウインドブレーカーを着用しても良い。また、部活動で購入したものも着用可とする。
- · 防寒用にタイツやストッキング等の着用は可とする。ただし、黒の無地のものとする。
- ・マフラー、ネックウォーマー、手袋などは華美でないものとする。

- (8) セーター・トレーナー
 - ・防寒用として、ジャージの下への着用を可とする。
 - ・無地のもので色は白、紺、黒、グレー等の華美でないものを着用する。
 - ・タートルネックやフード付きは不可とする。
 - ・極端に大きすぎるサイズのものは着用せず、裾や袖から出ないようにする。

く登下校について>

- (1)登下校時は制服を着用する。雨が降っている場合などは、各自で判断し、ジャージで登下校してもよい。ただし、朝着用しない場合もバックに入れて持参する。(帰りに雨でなければ着用する。)
- (2) 登下校は学校に提出をした通学路を通り、寄り道はしない。

く部活動>

- (1)顧問の指示により、部活動中のみ校内服以外の衣服の着用を認める。
- (2) 遠征等、校外での活動の際は、自分の学校以上にきれいに扱う意識を持つ。また、お菓子などの不要なものを持っていかない。
- (3) 部活動を遅刻や欠席をする時は必ず顧問の先生に連絡をする。時間については、活動開始前を原則とする。

く所持品>

- (1)所持品には氏名をはっきり書く。
- (2)物の貸し借りはしない。また、無断で使うことはしない。
- (3) 貴重品を持ってきた場合は朝、担任に預ける。
- (4)携帯電話は校内への持ち込みを原則禁止とする。部活動時に大会、練習試合等で校外に出る時のみ顧問の許可で持ち込むことを可とする。校内に持ち込む際は、申請書を提出し、事前に承諾を得て、在校中は担任に預ける。
- (5)水筒を通年持参してもよい。中身は水、お茶、スポーツドリンクとする。水筒の中身が足りない場合は、補充用ペットボトルを持ってきても良い。容器は持ち帰る。

くその他>

- (1) ガラスや清掃用具などの学校備品を破損した時は、先生に申し出る。
- (2) 制汗シートは無臭のもの、または石鹸の香のものとする。フルーツやその他 の香のものは使用しない。また、使用をする際には人前での使用は避けるよ うにする。
- (3)カイロは持ってきても良い。ただし、正しい使い方をすること。また、使い終わったものは、自分の責任で家に持って帰る。
- (4) リップクリームは薬用(無色無臭)のものならば良い。色付きや匂い付きは不可とする。

(5)帽子の着用は可とする。ただし、華美でないものとする。

2. 校 外 生 活

- (1) 外出の際は、家族に行き先・同行者名・帰宅時刻をはっきりと告げる。
- (2)携帯電話やスマートフォン、タブレット等を用いての、インターネットやメール・SNSでの書き込みなどを原因としたトラブルに注意をする。
- (3)部活の大会を応援する際には、校内服で不要物は持っていかない。(私服、スマホ不可)